



政策条例フォローアップ ヒアリング資料

平成26年7月29日

福祉部子ども室

目次

1	大阪府子どもを虐待から守る条例に関する総論	
	(1) 本条例の特徴	4
	(2) 児童虐待相談対応の状況	8
	(3) 条例に基づく児童虐待防止等の取組み体系	14
2	児童虐待防止等に関する事業の実施状況	
	(1) 大阪府の児童虐待対応の主な取組み一覧(H26年度)	17
	(2) 児童虐待対応の重点取組み(福祉部・知事重点事業)	18
	(3) 児童虐待対応の主な取組み	19

1 大阪府子どもを虐待から守る条例に関する総論

(1) 本条例の特徴①

➤ 経済的虐待の明確化【第2条第3号関係】

児童虐待防止法に定める「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に加え、「経済的虐待」についても、虐待の一態様として明確化

◇虐待の種別と定義

【府条例 第2条第3号】

・経済的虐待 保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分すること

【児童虐待の防止等に関する法律 第2条】

・身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

・性的虐待 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

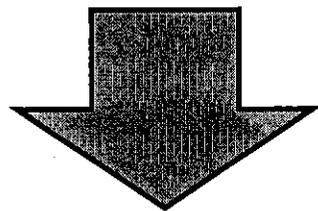
・ネグレクト 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的、性的又は心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

・心理的虐待 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(1) 本条例の特徴②

➤ 48時間以内の安全確認【第13条第1項関係】

虐待通告があった場合、必要があると認めるときは、48時間以内に直接目視を基本として子どもの安全を確認しなければならないことを条例で位置づけ



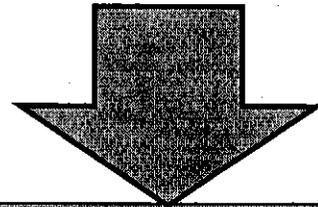
◇ 子ども家庭センターの体制強化

- ・ 児童福祉司等20名の増員(H23) (専門職：14名、行政職：6名)
 - ⇒ 専門職が虐待対応業務に専念できる体制を整備
(行政職による施設入所の費用負担徴収事務)
 - ⇒ 夜間・休日の出動体制をさらに充実
(H22：83件 H23：180件 H24：206件)
- ・ 警察官OBの配置による、緊急保護時における安全確認の円滑化 (H23～)
- ・ 児童福祉司5名の増員 (H25)

(1) 本条例の特徴③

➤ 住宅を管理する者への協力依頼【第13条第3項関係】

居宅における子どもの安全確認のためには、共同住宅等の管理者の協力が必要不可欠であることから、住宅を管理する者に対して安全確認の協力を求めることを明記



◆ 住宅管理者への周知（H23～）

【H23】条例のリーフレットを作成し、民生・児童委員、市町村、校長会、府内スーパー等に配布

特に、住宅管理者向けに子どもの安全確認のための協力を呼びかけるリーフレットを作成し、公営住宅や民間住宅の管理者に配布

【H24/H25】11月の児童虐待防止推進月間等にリーフレット配布。

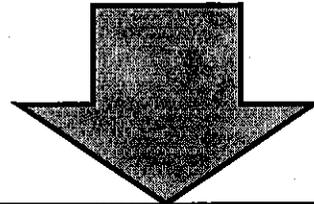


- ・マンションの理事会でリーフレットを配布して説明
- ・具体的な協力依頼の手順を管理人及び住民に説明
- ・条例の内容等を文書にしてマンション住民に全戸配布
- ・住宅管理者向けイベント・セミナーでの配布 等

(1) 本条例の特徴④

➤ 報告書の作成【第9条関係】

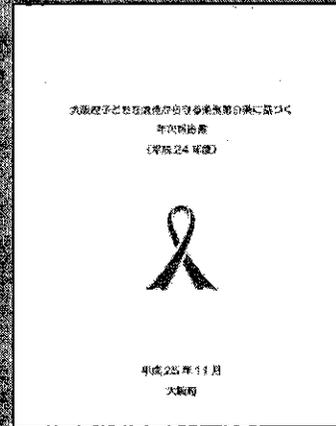
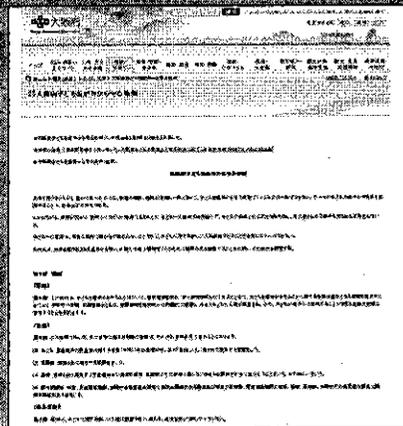
毎年、府及び市町村の虐待防止施策の実施状況等について報告書を作成し、公表



◇ 報告書の作成 (H23～)

子ども施策審議会で報告の後、府HPで公表

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/gjourei/>



(2) 児童虐待相談対応の状況①

資料1 虐待相談対応件数の推移（児童相談所）

H23.2条例施行

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全国児童相談所	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	未発表
大阪府子ども家庭センター	2,955	3,270	4,820	5,711	6,079	6,509
大阪市	871	1,606	1,976	2,238	2,823	3,193
堺市	528	560	850	951	973	1,230
府・大阪市・堺市合計	4,354	5,436	7,646 (全国比16.6%)	8,900	9,875 (全国比14.8%)	10,932

【参考】 虐待相談対応件数の推移（府内41市町村）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
5,950	6,471	7,675	8,214	8,725	9,191

※H25は速報値

(2) 児童虐待相談対応の状況②

資料2 経済的虐待相談の件数(条例第2条第3号関係)

子ども家庭センター			市町村(政令市除く)		
H23	H24	H25	H23	H24	H25
5	1	5	2	2	4

【参考】 虐待種別相談件数(子ども家庭センター)

	H23	H24	H25
身体的虐待	1,954	2,000	1,966
性的虐待	164	197	195
心理的虐待	1,621	1,944	2,433
ネグレクト	1,972	1,938	1,915
計	5,711	6,079	6,509

※H25は速報値

(2) 児童虐待相談対応の状況③

資料3 48時間以内の安全確認実施件数(条例第13条第1項関係)

	子ども家庭センター			市町村(政令市除く)		
	H23	H24	H25	H23	H24	H25
安全確認件数	4,895	5,285	5,682	3,322	3,032	2,862
48時間以内の 安全確認件数	4,679	4,799	5,327	2,631	2,507	2,447
直接確認件数	1,684	1,526	1,581	968	1,026	948
間接確認件数	2,995	3,273	3,746	1,663	1,481	1,499

※H25は速報値

(2) 児童虐待相談対応の状況④

資料4 児童虐待相談対応の状況

年度		児童福祉施設入所、 里親委託	面接指導	その他	計
H22	件数	244	4,455	121	4,820
	構成比	5.1%	92.4%	2.5%	100%
H23	件数	270	5,303	138	5,711
	構成比	4.7%	92.9%	2.4%	100%
H24	件数	246	5,669	164	6,079
	構成比	4.0%	93.3%	2.7%	100%
H25	件数	249	6,119	141	6,509
	構成比	3.8%	94.0%	2.2%	100%

※H25は速報値

(2) 児童虐待相談対応の状況⑤

資料5 虐待相談対応における一時保護件数(委託一時保護を含む)の推移

年度	一時保護所	委託一時保護	一時保護計	内職権保護
H22	314	345	659	485
H23	347	465	812	675
H24	410	602	1,012	851
H25	458	469	927	757

※H25は速報値

(2) 児童虐待相談対応の状況⑥

資料6 住宅管理者等への協力依頼件数(条例第13条第3項関係)

	子ども家庭センター			市町村(政令市除く)		
	H23	H24	H25	H23	H24	H25
依頼件数	17	2	10	2	4	3
協力が得られた件数	12	2	8	2	4	3

※H25は速報値

(3) 条例に基づく児童虐待防止等の取組み体系①

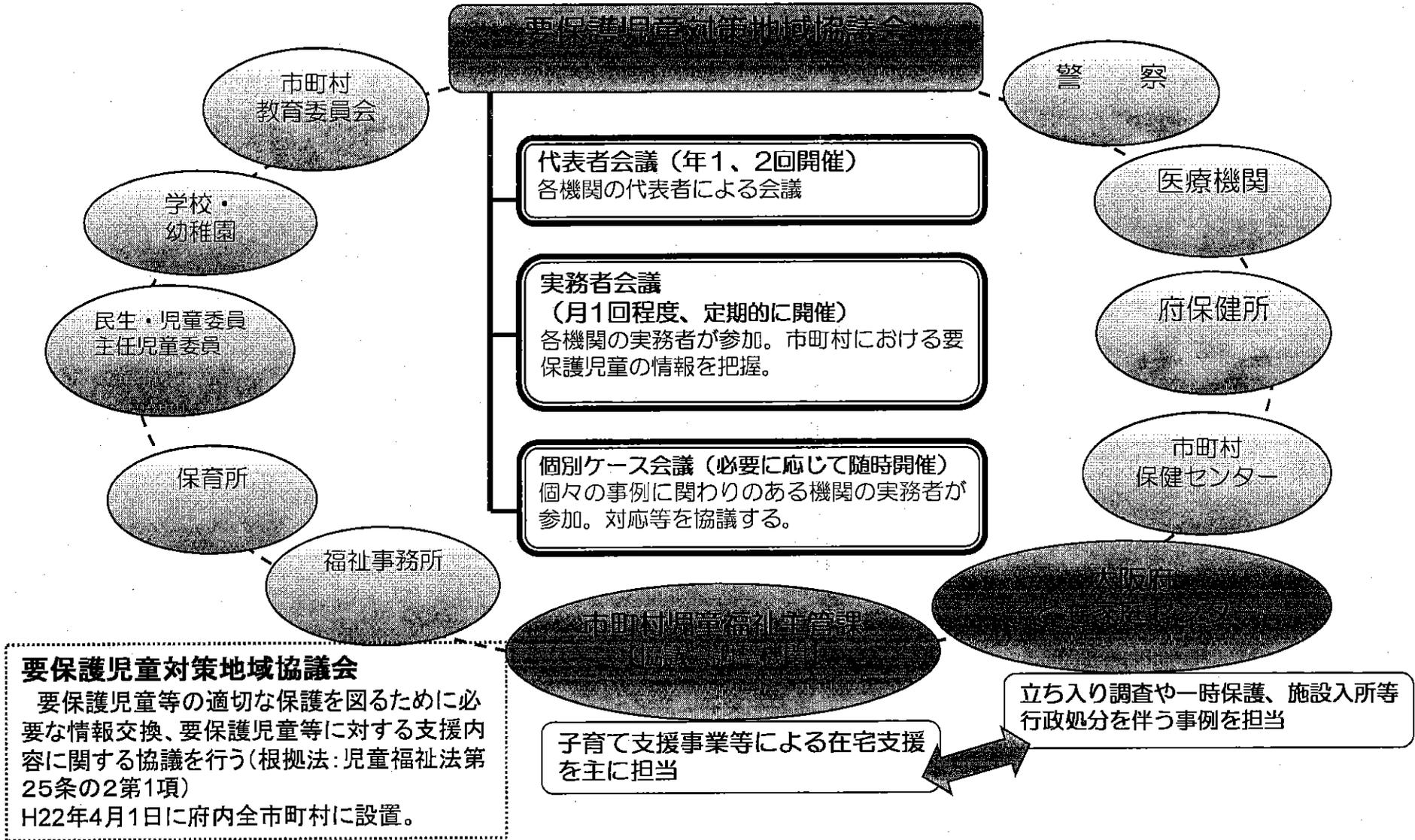
○ 条例の体系に沿った取組みの視点を設定

- ・ 大阪府子どもを虐待から守る条例(H23.2.1施行)の取組みの柱(章)ごとに、児童虐待防止等の施策を体系的に整理し、強化

条例における 取組みの柱	取組みの視点
[第2章](発生)予防	○若年層を対象とした虐待予防 ○養育に不安や困難のある保護者への支援
[第3章] 早期発見及び早期対応	○府民がためらわず通告できるような広報啓発 ○地域の関係機関が早期発見・対応できるよう支援 ○通告を受ける子ども家庭センター・市町村等の体制強化
[第4章]保護及び支援	○虐待対応の増加に応じ一時保護の受け入れ体制を整備 ○虐待の再発防止に向けた保護者支援プログラムを実施し 家族再統合を推進
[第5章]人材等の育成	○虐待に対応する市町村等の人材育成を支援

(3) 条例に基づく児童虐待防止等の取組み体系②

○要保護児童対策地域協議会(条例第21条で府の支援を規定)



2 児童虐待防止等に関する事業の実施状況

(1) 大阪府の児童虐待対応の主な取組み (平成26年度)

発生予防	早期発見	早期対応	保護及び支援
<p>○若年層を対象とした虐待予防 ○養育に不安や困難のある保護者への支援</p>	<p>○府民がためらわず通告できるような広報啓発を強化 ○地域の関係機関が早期発見・対応できるような支援</p>	<p>○通告を受ける子ども家庭センター・市町村の体制強化</p>	<p>○虐待事案の増加にこたえ、一時保護の受け入れ体制を整備 ○虐待の再発防止に向けた保護者支援プログラムを実施し家族再統合を推進</p>
<p>児童家庭支援センター運営事業</p>	<p>児童虐待防止のための広報啓発事業 (オレブンジリボベキキャンペーン)</p>	<p>子ども家庭センターへの警察官 03 の配置</p>	<p>新たな一時保護所の開所・運営</p>
<p>キンダーカウンセリング事業</p>	<p>チャイルド・レスキュー110番</p>	<p>市町村職員児童家庭相談強化事業 (スキルアップ研修等)</p>	<p>家族再統合支援事業</p>
<p>人権相談・啓発等事業</p>	<p>子ども家庭センターの体制強化</p>	<p>一時保護所等ケア強化事業 非常勤(個別(同性)・疾病)</p>	<p>未成年後見人支援事業</p>
<p>児童虐待発生予防対策事業 (にんしんSOS)</p>	<p>24時間・365日通告受理体制強化</p>	<p>一時保護所等ケア強化事業 非常勤(幼児保育)</p>	<p>被措置児童の人権擁護のための取組み (権利ノート研修)</p>
<p>保健師子ども虐待予防研修</p>	<p>子ども家庭センターへの警察官 03 の配置</p>	<p>外部専門家による援助 ・児童虐待等危機介入援助チーム運営事業</p>	<p>児童養護施設等への心理療法担当職員の配置</p>
<p>障がい・難病児等療育支援体制整備事業</p>	<p>スクールソーシャルワーカー配置事業費</p>	<p>被虐待児こころのケア機能強化事業</p>	<p>児童虐待等危機介入援助チーム運営事業</p>
<p>24時間対応の教育電話相談</p>	<p>障がいのある生徒の高校生活支援事業</p>	<p>一時保護所等ケア強化事業 非常勤(個別(同性)・疾病)</p>	<p>外部専門家による援助 ・児童虐待等危機介入援助チーム運営事業</p>
<p>スクールカウンセラー配置事業費</p>	<p>家庭教育支援関係事業</p>	<p>一時保護所等ケア強化事業 非常勤(個別(同性)・疾病)</p>	<p>外部専門家による援助 ・児童虐待等危機介入援助チーム運営事業</p>
<p>養育支援訪問事業</p>	<p>地域福祉・子育て支援交付金</p>	<p>一時保護所等ケア強化事業 非常勤(幼児保育)</p>	<p>外部専門家による援助 ・児童虐待等危機介入援助チーム運営事業</p>
<p>総合相談事業交付金</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・要保護児童対策地域協議会の設置</p>	<p>外部専門家による援助 ・児童虐待等危機介入援助チーム運営事業</p>
<p>乳児家庭全戸訪問事業</p>	<p>乳幼児健康診査事業</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・要保護児童対策地域協議会の設置</p>	<p>外部専門家による援助 ・児童虐待等危機介入援助チーム運営事業</p>
<p>妊婦健康診査事業</p>	<p>人材等の育成</p>	<p>市町村職員児童家庭相談強化事業 (スキルアップ研修等)</p>	<p>外部専門家による援助 ・児童虐待等危機介入援助チーム運営事業</p>
<p>○虐待に対応する市町村等の人材育成を支援</p>	<p>市町村職員児童家庭相談強化事業 (スキルアップ研修等)</p>	<p>被措置児童の人権擁護のための取組み (権利ノート研修)</p>	<p>市町村職員児童家庭相談強化事業 (スキルアップ研修等)</p>
	<p>被措置児童の人権擁護のための取組み (権利ノート研修)</p>	<p>障がい児者虐待防止対策支援事業 (研修)</p>	<p>児童虐待対応力強化のための視察研修教材による研修・児童虐待対応携帯用冊子の活用</p>
	<p>保健師子ども虐待予防研修</p>	<p>障がい児者虐待防止対策支援事業 (研修)</p>	<p>児童虐待対応力強化のための視察研修教材による研修・児童虐待対応携帯用冊子の活用</p>
	<p>障がい児者虐待防止対策支援事業 (研修)</p>	<p>児童虐待対応力強化のための視察研修教材による研修・児童虐待対応携帯用冊子の活用</p>	<p>児童虐待対応力強化のための視察研修教材による研修・児童虐待対応携帯用冊子の活用</p>
	<p>児童虐待対応力強化のための視察研修教材による研修・児童虐待対応携帯用冊子の活用</p>	<p>児童虐待対応力強化のための視察研修教材による研修・児童虐待対応携帯用冊子の活用</p>	<p>児童虐待対応力強化のための視察研修教材による研修・児童虐待対応携帯用冊子の活用</p>

(2) 児童虐待対応の重点取組み(福祉部・知事重点事業)

◇ テレビCM等を活用した広報の実施

- ・ (H22)過去最大の放送規模 (8月と11月で900本)
 - ・ (H23~24)近畿2府4県4政令指定都市での共同実施
 - ・ 「ためらわずに通告を」と呼びかけ、通告しようと思う気持ちを喚起
- ⇒ 相談対応件数の伸び率増 (H22対前年増減率 府:1.47 全国:1.28)

◇ 子ども家庭センターの体制強化(再掲)

- ・ 児童福祉司等20名の増員(H23) (専門職:14名、行政職:6名)
 - ⇒ 専門職が虐待対応業務に専念できる体制を整備(行政職による施設入所の費用負担徴収事務)
 - ⇒ 夜間・休日の出動体制をさらに充実 ⇒ (H22:83件 H23:180件 H24:206件)
- ・ 警察官OBの配置による、緊急保護時における安全確認の円滑化 (H23~)
- ・ 児童福祉司5名の増員 (H25)

◇ 知事重点事業等の取組み

- ・ 専門家による支援チームの市町村派遣【重点】 (H23~25)
 - ⇒ 早期発見力・対応力強化を支援 (派遣市町村34・延べ178回)
- ・ 施設退所児童・保護者への訪問型支援を実施【重点】 (H24) ⇒ 市町村で活用するガイドラインを作成
- ・ 新たな一時保護所の開設 (H25) ⇒ (定員36名)
- ・ 中央子ども家庭センターに「こころケア」を開設 (H25)

取組体系	
発生予防(第2章関係)	
<p>〔施策の概要〕</p> <p>○児童虐待の被害者ともなり得、かつ、将来親となる世代でもある若年層を対象とした相談窓口等の充実により、児童の心のケアを行うとともに、生命や母子の健康について知識を得る機会を与えます</p> <p>○地域に根差したきめ細かな対応が可能な市町村により、養育に不安や困難のある保護者を支援します</p>	
<p>〔条例制定後の動き〕</p> <p>市町村を中心に乳幼児期から就学期までそれぞれの段階で親子の支援を行う事業を実施し、切れ目のない支援につなげています。</p>	
(事業名)	乳児家庭全戸訪問事業
(事業概要)	<p>〔事業の概要〕</p> <p>生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状態や養育環境等を把握して助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげる。</p>
(実施主体・事業年度)	市町村・H19～
(実績・今年度の取組)	H24から全市町村で実施、H26から補助金事業(国1/3、府1/3、市町村1/3)
(事業名)	養育支援訪問
(事業概要)	<p>〔事業の概要〕</p> <p>出産後間もない時期の家庭に子育て経験者や産褥ヘルパーを派遣して育児等の援助を行う。また、対人接触を図ろうとしないなどの育児困難な家庭に保健師等を派遣して専門的な支援も行う。</p>
(実施主体・事業年度)	市町村・H16から育児支援家庭訪問事業として実施、H21から法定
(実績・今年度の取組)	H22:31市町村(79.5%) H23:37市町村(90.2%) H24、H25:39市町村(92.6%) ※政令市、中核市除く H26から補助金事業(国1/3、府1/3、市町村1/3)

(3) 児童虐待対応の主な取組み

取組体系	
発生予防(第2章関係)	
(事業名)	相談窓口「にんしんSOS」による支援
(事業概要)	<p>[事業の概要]</p> <p>望まない妊娠相談窓口である「にんしんSOS」を運営し、関係機関と連携した支援を行うとともに、対象者に相談窓口を活用してもらえるよう幅広く案内する。</p>
(実施主体・事業年度)	大阪府(健康医療部)・H23～
(実績・今年度の取組)	H23:相談人員:実167人(6か月分) H24:相談人員:実828人 H25:相談人員:実1,739人
(事業名)	スクールソーシャルワーカーの活用
(事業概要)	<p>[事業の概要]</p> <p>問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に派遣し、主に、子どもたちの生活環境の改善に働きかけるよう、学校とともに問題の背景や要因についての見立てを行って支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図る。</p>
(実施主体・事業年度)	大阪府(教育委員会)・H17～
(実績・今年度の取組)	<p>総相談件数</p> <p>H22:3,435件(内虐待に関するもの898件) H23:3,815人(内虐待に関するもの814件)</p> <p>H24:3,521件(内虐待に関するもの723件) H25:3,956人(内虐待に関するもの756件)</p>

取組体系	
早期発見及び早期対応(第3章関係)	
<p>〔施策の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民がためらわず通告できるよう広報啓発に取り組みます ○地域の関係機関が早期発見・対応できるよう支援します ○通告を受ける子ども家庭センター・市町村等の体制強化に努めます 	
<p>〔条例制定後の動き〕</p> <p>広報啓発を重点的に実施したほか(H22～H24)、子ども家庭センターの体制を強化し、通告の促進と、通告等に対する早期対応を行っています。</p>	
(事業名)	子ども家庭センターの体制強化・警察官OBの配置
(事業概要)	<p>〔事業の概要〕</p> <p>子ども家庭センターにH23年度以降児童福祉司等25名を増員し、チームでのケース対応や事案の進捗管理の徹底など、体制の強化を図るとともに、児童虐待通告受理後の児童の安全確認・安全確保を適切かつ円滑に行うため、警察官OBを子ども家庭センターに配置。</p>
(実施主体・事業年度)	大阪府(福祉部子ども室)・H23～
(実績・今年度の取組)	(児童福祉司等)H23:20人増員、H25:5人増員 (警察官OB) H23:3名、H24、H25:5名、H26:7名
(事業名)	広報啓発事業
(事業概要)	<p>〔事業の概要〕</p> <p>児童虐待を防止するという思いが込められたオレンジリボンを通じて、府民一人一人が児童虐待の問題意識を高め、虐待防止に向けた行動を起こしていただく機運向上への取組み。</p>
(実施主体・事業年度)	大阪府(福祉部子ども室)・H16～
(実績・今年度の取組)	<p>児童虐待防止月間オープニングイベント、ガンバ大阪とのタイアップによる周知活動、市町村協働事業(H25～)</p> <p>H22～H24まで重点期間として、テレビCM放映(H23、H24は新聞広告も実施)、H23～H24は近畿府県政令市共同で実施</p>

(3) 児童虐待対応の主な取組み

取組体系	
保護及び支援(第4章関係)	
<p>〔施策の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待対応の増加に応じ一時保護の受け入れ体制を整備します ○虐待の再発防止に向けた保護者支援プログラムを実施し家族再統合を推進します 	
<p>〔条例制定後の動き〕</p> <p>適切な一時保護所を確保するとともに、再発防止や家族再統合に向けた支援を行っています。</p>	
(事業名)	一時保護機能の強化
(事業概要)	〔事業の概要〕 H25.8月に新たな一時保護所を開設。
(実施主体・事業年度)	大阪府(福祉部子ども室)・H25
(実績・今年度の取組)	学習支援協力員 H25.8月に新たな一時保護所を開設(定員36名)
(事業名)	家族再統合支援事業
(事業概要)	〔事業の概要〕 子ども家庭センターとNPO法人等の専門機関が協働して、「子どもを虐待してしまった、あるいは虐待するおそれのある保護者」及び「虐待を受けた子ども」への支援プログラムの導入を通じて効果的な支援手法を確立することにより、再発防止や家族再統合に向けた支援を行う。
(実施主体・事業年度)	大阪府(福祉部子ども室)・H19～
(実績・今年度の取組)	H22:CRC:親子10組(施設退所1名、施設入所回避1名)、MY TREE:母親11人 H23:CRC:親子10組、MY TREE:母親14人 H24:CRC:親子10組(施設入所回避1名)、MY TREE:母親11人(施設退所2名、施設入所回避4名) H25:CRC:親子10組(施設退所、施設入所回避)、MY TREE:母親7人

取組体系	
人材等の育成(第5章関係)	
<p>〔施策の概要〕 ○児童虐待に対応する市町村等の人材育成を支援します。</p>	
<p>〔条例制定後の動き〕 児童虐待相談の窓口となる市町村の児童家庭相談担当や、保健センター職員への研修のほか、警察官の対応力を高める取組みも行っています。</p>	
(事業名)	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修
(事業概要)	<p>〔事業の概要〕 市町村において児童家庭相談が円滑に行われるよう、市町村職員向け児童家庭相談のガイドラインを改定するとともに、市町村職員に対する12日間24講座の研修を実施</p>
(実施主体・事業年度)	大阪府(福祉部子ども室)・H17～
(実績・今年度の取組)	H22:36市町の職員延べ946人 H23:40市町の職員延べ1,097人 H24:35市町の職員延べ1,006人 H25:35市町の職員延べ888人
(事業名)	保健所による市町村の人材育成支援
(事業概要)	<p>〔事業の概要〕 社会的ハイリスク妊婦や母子に対する適切な保健指導や支援が行えるよう、府保健所が市町村保健センターの人材育成を行う。</p>
(実施主体・事業開始年度)	大阪府(健康医療部)・H23～H25
(実績・今年度の取組)	H23:13保健所延べ655人 H24:13保健所延べ649人 H25:13保健所延べ858人

(3) 児童虐待対応の主な取組み

取組体系	
人材等の育成(第5章関係)	
(事業名)	児童虐待対応力強化のための視聴覚教材による研修・児童虐待対応携帯用小冊子の活用
(事業概要)	<p>[事業の概要]</p> <p>児童虐待を認知した際の具体的な対応要領や虐待を見分けるポイント等について、視聴覚教材(教養DVD)を活用して、警察職員の対応力を高める。</p> <p>児童虐待の対応時の着眼点等を掲載した警察官用の小冊子を配布し、現場での適切な判断に役立てる。</p>
(実施主体・事業年度)	大阪府(警察本部)・H23(視聴覚教材)、H24(小冊子)
(実績・今年度の取組)	(視聴覚教材)H24,H25:65警察署で研修に使用 (小冊子)H25:15,850部を警察署に配布、H26:各種研修参加者に配布
(事業名)	児童虐待対早期発見力強化事業
(事業概要)	<p>[事業の概要]</p> <p>子ども家庭センターOB・OGや弁護士、医師等の専門家からなる府児童虐待防止市町村支援チームを市町村に派遣し、市町村が虐待のリスクの高い事案を適切に把握し、対応できるよう支援する。</p>
(実施主体・事業開始年度)	大阪府(福祉部)H23～H25
(実績・今年度の取組)	H23:9市に派遣 H24:13市町に派遣 H25:12市町に派遣

